宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請について

宅地建物取引士資格登録をしている者（宅地建物取引士証の交付を受けていない「宅地建物取引士資格登録者」も含みます。）が、その登録事項に変更があった時に行う申請です。遠方の場合、郵送による申請も可能ですが、控えが必要な場合は写し及び返信用封筒を必ず同封して下さい。

届出についての手数料は不要ですが、宅地建物取引士証の書換え交付申請（住所の裏書きは除く）や再交付申請を行う際には、4，500円分の兵庫県収入証紙及びカラー写真1枚（上半身写真縦 3cm×横 2.4cm）が必要です。

・提出書類

「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(様式第 7 号)」の所定の位置に申請年月日、申請者氏名の記名、申請時の登録番号を記入し、変更のあった事項のみ該当欄に記入し、それぞれそのことを証する書面を添付して下さい。

なお、余白に日中連絡のつく電話番号を記入してください。

宅地建物取引士資格登録の変更登録申請の添付書類

<table>
<tr><th colspan="2">変更事項</th><th>添付書類</th><th>注意事項</th></tr>
<tr><td colspan="2">氏名</td><td>戸籍抄本</td><td rowspan="3">発行日から3ヶ月以内のもの
※外国籍以外の方は、住民票抄本に代えてマイナンバーカードの表面の写し（有効期限内のもの、個人番号部分塗りつぶし）を提出することができます。
※宅建士の旧姓使用をご希望される場合は、旧姓が併記された住民票の提出が必要です。

登録上の住所から複数回変更等していて、その都度変更登録申請をされていない場合、その全ての変更内容がわかるように、複数の住民票または戸籍の附票が必要です。
外国人の方は、変更内容が分かる住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付して下さい。また、前記書面が準備できない場合は、別途、法務省に外国人登録原票に係る開示請求を行うことが必要になる場合があります。開示請求に関する内容は法務省のホームページ等でご確認ください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">住所</td><td>住民票抄本
(※戸籍の附票)</td></tr>
<tr><td colspan="2">本籍</td><td>戸籍抄本</td></tr>
<tr><td rowspan="7">勤務先</td><td>退職した場合</td><td>退職証明書</td><td>退職年月日の記載、代表者印の押印のあるものが必要です。
※従前の勤務先から退職証明書の発行が受けられないという方は、電話または窓口でご相談ください。</td></tr>
<tr><td>勤務先の業者が廃業した場合</td><td>ー</td><td>廃業届の写しがある場合は、添付して下さい。
変更年月日欄には廃業等の日付を記入して下さい。</td></tr>
<tr><td>就職した場合</td><td>従業者証明書
又は
業者免許証の写し</td><td>変更年月日欄には就職先への入社年月日を記入して下さい。新規免許の場合、免許証の写しに代え、免許通知の葉書の写しの添付でも可能です。
左記以外の入社証明書（代表者印の押印のある原本）等、勤務先が確認できる書類の添付でも可能です。</td></tr>
<tr><td>商号</td><td rowspan="2">業者免許証の写し</td><td>変更年月日欄には商号変更年月日を記入して下さい。届出行政庁の受付印を押した業者名簿事項変更届出書第一面の写しの添付でも可能です。</td></tr>
<tr><td>免許証番号</td><td>変更年月日欄には免許年月日を記入して下さい。</td></tr>
<tr><td>出向</td><td>出向証明書</td><td>出向元会社の代表者印が押印されたものが必要です。</td></tr>
<tr><td>出向解除</td><td>出向解除証明書</td><td>出向元会社の代表者印が押印されたものが必要です。</td></tr>
</table>